



米沢市は  
「2050年ゼロカーボン」  
を目指しています。

# 第3期米沢市環境基本計画 (中間見直し) 概要版

令和4(2022)年3月改定

米沢市

## ●計画改定の背景

### ■社会経済情勢等の変化

- (1) **新型コロナウイルス感染症の拡大** 今後の社会経済活動や生活様式の変化への対応。
- (2) **地球温暖化対策の取組** 「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」、山形県の「ゼロカーボンやまがた 2050」、国の「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」などの宣言。
- (3) **地域循環共生圏の創造** 地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会形成を目指す。
- (4) **超スマート社会の実現に向けた取組** ICTやビッグデータの活用により、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心社会の実現を目指した「Society5.0」の推進。
- (5) **米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の策定** 施策、取組の見直しに伴い、脱炭素社会を推進。
- (6) **循環型社会の構築** 天然資源の消費抑制、環境負荷低減による「循環型社会」を目指す。
- (7) **廃プラスチックの削減** 化石燃料への依存や海洋プラスチックごみ問題等の幅広い課題への対応。
- (8) **食品ロスの削減** まだ食べることができる食品の大量廃棄に関し、食品ロスの削減を推進。「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月施行）
- (9) **SDGsについて** 「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、SDGsの達成が必要。SDGsには、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など環境分野に関わる目標が多く示されている。



## ●中間見直しにあたっての考え方



## ●対象とする環境の範囲

計画で対象とする環境の範囲は、地球温暖化問題に代表される「地球環境」及び自然環境、生活環境、快適環境で構成される「地域環境」とする。また、計画で対象とする地域の範囲は、本市区域内とする。（地域循環共生圏などでは周辺の市町等、本市環境に関係する場合は対象とする。）

## ●計画期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

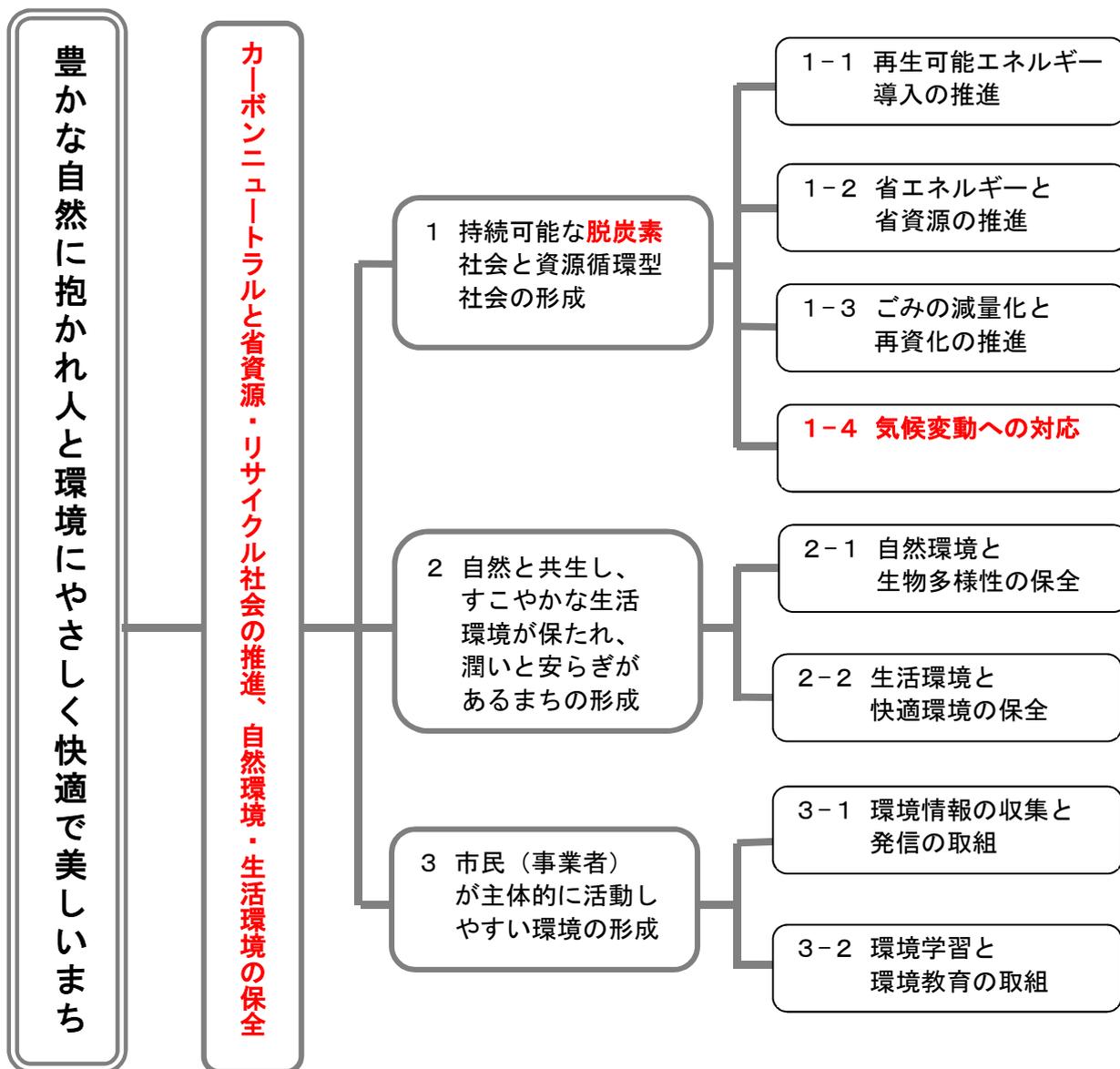
## ●施策の体系

【基本理念】を施策の体系に加え、環境目標の「低炭素」を「脱炭素」に変更し、基本施策に「気候変動への対応」を追加します。

【望ましい環境像】 【基本理念】

【環境目標】

【基本施策】



## ●環境目標と基本施策

### 環境目標 1 持続可能な脱炭素社会と資源循環型社会の形成

#### ■基本施策 1-1 再生可能エネルギー導入の推進

○地域の特性に応じた地域共生型の再生可能エネルギーの導入及び導入のための調査、研究を推進します。

#### ■基本施策 1-2 省エネルギーと省資源の推進

○家庭生活や事業活動における省エネルギー・省資源活動に関する情報提供や普及啓発を図り、本市における省エネルギー・省資源を推進します。

### ■基本施策 1-3 ごみの減量化と再資源化の推進

○廃棄物の適切な分別に関する情報提供や啓発活動を行い、再生利用可能な資源とごみとの分別を徹底することにより、ごみの減量化と再資源化を推進します。

### ■基本施策 1-4 気候変動への対応

○温室効果ガスの削減に取り組むとともに、暮らしや事業活動に影響を及ぼし始めている気候変動による影響について、市民・事業者への情報提供と被害の軽減・回避のための対策を進めます。

## 環境目標 2 自然と共生し、すこやかな生活環境が保たれ、潤いと安らぎがあるまちの形成

### ■基本施策 2-1 自然環境と生物多様性の保全

○里地里山の保全と再生に取り組み、自然資源の持続可能な利用を実現することにより、生物多様性の減少を抑制していきます。

○森林資源の有用性や湿地などの希少な植生、野生生物に関する認識を深め、保全するとともに、森林病虫害の防除や林道の整備、持続可能な森林資源の利用を図ります。

### ■基本施策 2-2 生活環境と快適環境の保全

○事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などの公害やごみの不法投棄・不適正処理に関する問題については、関係法令の遵守や環境基準の達成を図ります。

○日常生活から生じるこれらに類する問題やペットの糞の放置などの問題については、適切な指導のほか、啓発等により、一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。

○環境調査等を実施し、公害の未然防止に努め、安全で健康かつ快適な生活環境の保全を推進していきます。

○市民のいこいの場や自然と触れ合える都市（自然）公園や緑地などを整備し、市民が安らげる快適環境づくりを推進します。

○景観形成や歴史的・文化的資源の保全を図り、本市における豊かな資源・特性を活かした潤いのある環境づくりを推進します。

## 環境目標 3 市民（事業者）が主体的に活動しやすい環境の形成

### ■基本施策 3-1 環境情報の収集と発信の取組

○市民（事業者）や環境ボランティア団体などの各種団体が環境に関する活動を行う際に有用な情報の収集、情報発信し、市民（事業者）の環境に関する知識・理解を深め、環境に関する活動に主体的に取り組める環境整備を推進します。

### ■基本施策 3-2 環境学習と環境教育の取組

○環境に関する講座、イベント等の開催や参加に加え、学校を中心に環境教育を充実させることにより、将来にわたって環境の保全等に関する市民の意識の高揚を図ります。

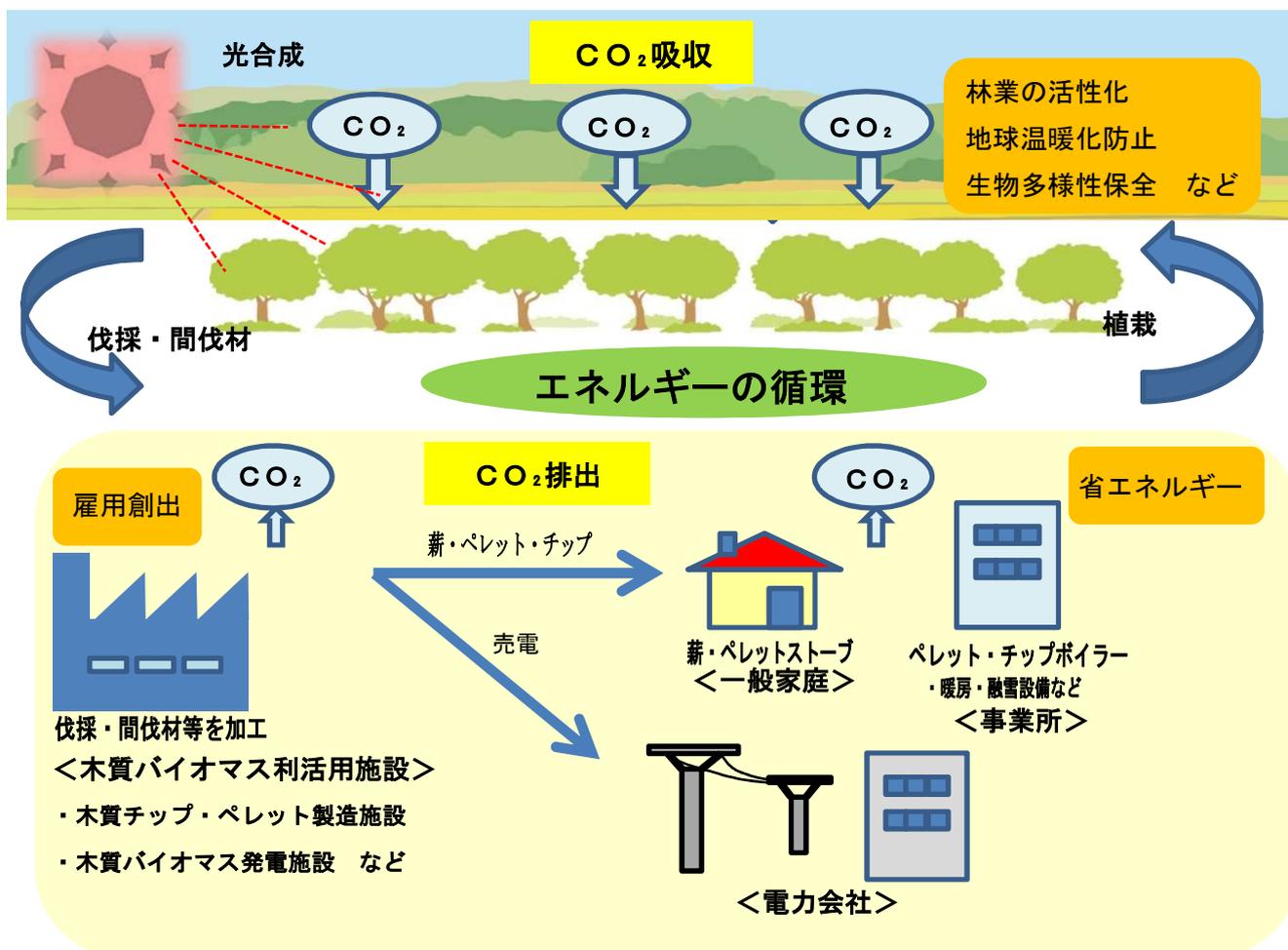
## ●重点プロジェクト

「木質バイオマスの利活用の推進」を重点プロジェクトとして設定し、本市の豊かな森林資源を生かし、未利用の木質バイオマスをカーボンニュートラルなエネルギーとして積極的に利活用することで、森を生き返らせ、地球温暖化防止や生物多様性の保全、エネルギーの地産地消による経済効果など、本市の美しい自然を守るとともに地域の活性化へ結びつける施策展開を図ります。

### ○想定できる波及効果

木質バイオマスの利活用はカーボンニュートラルという特性のほか、森林整備によって二酸化炭素の吸収源が確保され地球温暖化防止に貢献するだけでなく、里地里山及びそこに生息する生物の多様性が保全され、また林業が活性化し雇用が創出されるといった様々な波及効果が期待されます。

想定される波及効果		
①再生可能エネルギーの推進	⑤省エネルギー	⑨生物多様性保全
②エネルギーの地産地消による経済効果	⑥資源循環	⑩野生鳥獣被害対策
③地球温暖化防止	⑦森林整備	⑪雇用創出
④二酸化炭素の森林吸収源の確保	⑧里地里山保全	⑫防災対策



## ●目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	計画策定時の 現状値 (平成 26 年度)	中間見直し時の 現状値 (令和 2 年度)	新目標値 (令和 7 年度)	担当課
1	地域森林資源の利用材積	10 m <sup>3</sup>	93.3 m <sup>3</sup>	107 m <sup>3</sup>	森林農村整備課
2	市域の温室効果ガス削減率 (平成 25 年度比)	—	22.0%減 (平成 30 年度)	30.5%減 (令和 12 年度)	環境生活課
3	市事務事業から排出される温室効果ガス削減率 (平成 25 年度比)	—	7.0%減	39.4%減 (令和 12 年度)	環境生活課
4	浄水管理センターにおける消化ガス利用率	60~70%	88.8%	100%	下水道課
5	浄水管理センターにおける汚泥排出量及び再資源化率	①汚泥排出量 0.20 kg/m <sup>3</sup> ②再資源化率 50.2%	①汚泥排出量 0.12kg/m <sup>3</sup> ②再資源化率 70.4%	①汚泥排出量 0.10kg/m <sup>3</sup> ②再資源化率 80.0%	下水道課
6	ごみ総排出量	28,034 t	26,479 t	25,000 t	環境生活課
7	ごみのリサイクル率	12.5%	12.3%	15.2%以上	環境生活課
8	自主防災組織の組織率	54.2%	69.8%	80%以上	防災危機管理課
9	総面積に対する有機農業取組面積	20%	35%	30%	農政課
10	再利用が可能な耕作放棄地の面積	619.57a	647.95a	589.57a	農政課
11	森林整備面積	70ha	196ha	240ha	森林農村整備課
12	地元産材を利用した公共施設数 (累計)	5 件	13 件	16 件	森林農村整備課 建築住宅課
13	下水道施設（管渠）の面整備率	79.6%	80.6%	80.8%	下水道課
14	下水道処理人口普及率	63.3%	65.1%	65.3%	下水道課
15	合併処理浄化槽普及率	15.3%	22.6%	23.9%	下水道課
16	公害苦情件数	199 件	83 件	70 件以下	環境生活課
17	ホームページにおける環境情報専用ページのアクセス数	—	16,920 件/年	30,000 件/年	環境生活課
18	市内小中学校における環境教育の実施率	—	100% (市内小中学校で 1 回実施)	100% (市内小中学校で 2 回実施)	環境生活課 森林農村整備課

## ●計画の推進と進行管理

### ■指標による点検・評価

○市各部署の連携・協力を図りながら計画を推進し、PDCA サイクルにより改善を図ります。施策、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況について点検・評価し、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について環境審議会に報告するとともに、市のホームページ等を通じて市民に公表します。